

芳賀台地土地改良区工事係処務規程

第1条 工事係の職務は他の規定によるものほか、この規程に定めるところによる。

第2条 工事係は、理事の互選した1人がこれにあたる。

第3条 工事係の任期は、4年とする。ただし、再選を妨げない。

2 工事係は、その任期が満了しても後任の工事係が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

第4条 工事係は、土地改良区の運営を適正かつ能率的にするため次の事務を担当する。

- (1) 事業計画書に定めた事業に関すること。
- (2) 施設の管理に関すること。
- (3) 工事の監督に関すること。
- (4) 工事の請負に関すること。
- (5) 工事用材料の受払に関すること。
- (6) 事業報告に関すること。
- (7) その他

第5条 工事係は、その責任に属する事務について自ら事務を執らないことを理由として、その責を免れることはできない。

附 則

この規程は平成13年 4月 1日から適用する。